

豊山町告示第24号

豊山町防犯カメラ設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月25日

豊山町長 服部正樹

豊山町防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、犯罪の発生の抑制を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、地区が設置する防犯カメラに係る経費に対し、豊山町防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 豊山町町政協力委員設置条例（昭和55年豊山町条例第15号）第2条に規定する地区委員が所管する区域をいう。
- (2) 公共の場 道路、児童遊園、広場その他町長が公共空間と認める場所をいう。
- (3) 防犯カメラ 犯罪の発生を抑制することを目的として、公共の場を撮影するために設置されるカメラで、画像を記録する機能を有する機器を備えたものをいう。
- (4) 表示板 防犯カメラを設置している旨及び地区の名称を表示する看板等をいう。
- (5) 画像 防犯カメラにより撮影された画像で、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる地区は、防犯カメラを設置しようとする地区のうち

ち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町長が別に定める防犯カメラの設置及び利用に関するガイドラインに適合した防犯カメラの運用に関する要領を策定していること。
 - (2) 防犯カメラの撮影範囲に個人の有する建物又は土地が入るときは、利害関係者（当該建物又は土地の所有者、管理者、使用者又は占有者をいう。以下同じ。）から防犯カメラの設置について同意を得ること。
 - (3) 防犯カメラを設置する場所のよく見える位置に表示板を設置すること。
 - (4) 防犯カメラの設置について、権原を備えていること。
- 2 同一の地区に対する補助金の交付は、同一年度内において1回限りとし、補助の対象となる防犯カメラの台数は、1回につき2台を上限とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ及び表示板（以下「防犯カメラ等」という。）の購入並びに設置に要する費用（以下「設置費等」という。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 防犯カメラの維持又は管理に要する費用
- (2) 防犯カメラの設置場所に係る地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 既存の設備の撤去に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする地区は、当該年度の9月末日までに、豊山町防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が地区の総意であることを証する総会又は役員会の会議録の写し等
- (2) 防犯カメラの撮影範囲に個人の有する建物又は土地が入るときは、利害関係者の同意書
- (3) 防犯カメラ等の設置予定箇所の位置図及び現況写真

- (4) 防犯カメラの撮影範囲を記載した平面図又は撮影範囲を記録した写真
- (5) 防犯カメラの運用に関する要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラ等の設置費等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊山町防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした地区に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

- 2 町長は、補助金を交付しない決定をしたときは、豊山町防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした地区に通知するものとする。
- 3 前2項の決定は、前条の規定による申請があった日から30日以内に行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした地区は、当該申請を取り下げようとするときは、遅延なくその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた地区（以下「交付決定地区」という。）が、補助金の交付の決定を受けた後において、防犯カメラを設置する計画を変更し、又は中止しようとするときは、豊山町防犯カメラ設置費補助金計画変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊山町防犯カメラ設置費補助金変更決定通知書（様式5号）により交付決定地区に通知するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第10条 町長は、交付決定地区が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは

一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき
- (完了報告)

第11条 交付決定地区は、防犯カメラの設置が完了したときは、その日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、豊山町防犯カメラ設置費補助金事業完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の設置費等に係る請求書及び領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ等の設置箇所の位置図及び写真
 - (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
 - (4) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による完了報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊山町防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により交付決定地区に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定地区は、補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書を受け取った日から起算して20日以内又は翌年度の4月末日のいずれか早い日までに豊山町防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた地区（以下「補助金交付地区」という。）は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(防犯カメラの管理)

第15条 補助金交付地区は、補助金により設置した防犯カメラについて、適正な管理をするとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。